



山形県公報

平成24年7月10日(火)

号 外(17)

目 次

条 例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....(人 事 課) ... 3
 山形県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める
 条例.....(行政改革課) ... 5
 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....(市 町 村 課) ... 6

この号で公布された条例のあらまし

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第50号) (人事課)

- 1 職員が口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した場合に、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給することとし、その額を定めることとした。(第6条第1項第3号関係)
 - 2 警察職員が暴力団等から危害を受けるおそれのある者への当該危害を未然に防止するために行う保護対策の作業に従事した場合に、警察職員の特殊勤務手当のうち銃器犯罪捜査作業手当を支給することとした。(第14条第2項の表第16号関係)
 - 3 職員等が東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内又はその周辺で作業に従事した場合に支給する公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当及び警察職員の特殊勤務手当のうち災害応急作業等手当の額を改定することとした。(改正後の附則第5項、第6項、第9項及び第10項関係)
 - 4 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において作業に従事した場合の改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成24年4月16日からこの条例の施行の日の前日までの間、職員等が同区域において作業に従事した場合についても適用することとした。(改正条例附則第2項関係)
- 山形県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例 (県条例第51号)

(行政改革課)

予算の執行に関する知事の調査等の対象に次の法人を加えることとした。(第1条~第3条関係)

- (1) 県等が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- (2) 県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第52号) (市町村課)

電気用品安全法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

条 例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第50号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」に改め、同項第2号中「生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」に、「又は高病原性鳥インフルエンザ（」を「、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにあつては、」に、「とき」を「とき（次号に掲げる場合を除く。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課、衛生研究所、農林水産部畜産課及び総合支庁に勤務する職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。

第6条第2項中「290円」を「、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第1号及び第2号の作業 290円
- (2) 前項第3号の作業 380円（著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

第6条の2第1項中「生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」に改める。

第6条の5第1項中「生活環境部水大気環境課」を「環境エネルギー部水大気環境課」に改める。

第6条の6第1項第1号中「商工観光部産業政策課」を「商工労働観光部産業政策課」に改め、同項第2号中「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課」に改める。

第12条の2第1項中「生活環境部水大気環境課」を「環境エネルギー部水大気環境課」に改める。

第13条第1項中「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課」を「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課」に改める。

第14条第2項の表第16号中「ホまで」を「へまで」に改め、同表中

「	<p>ホ 警察職員が銃器が使用された暴力団の対立抗争に伴い暴力団の事務所等の周囲に配置して行う警戒の作業に従事した場合（同一の日にイからニまでに掲げる作業に従事した場合を除く。）</p>	を	
」			

ホ 警察職員が銃器が使用された暴力団の対立抗争に伴い暴力団の事務所等の周囲に配置して行う警戒の作業に従事した場合（同一の日にイからニまでに掲げる作業に従事した場合を除く。）

ヘ 警察職員が暴力団等から危害を受けるおそれのある者への当該危害を未然に防止するために行う保護対策の作業（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合（同一の日にイからホまでに掲げる作業に従事した場合を除く。）

に改める。

附則第5項第2号中「同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を「帰還困難区域に設定することとされた区域」に改め、同項第3号中「居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を「居住制限区域に設定することとされた区域」に改め、同項第4号を削る。

附則第6項第1号を次のように改める。

(1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うものの40,000円

附則第6項第7号を削り、同項第6号中「1,000円」を「660円」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「2,000円」を「1,330円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）」を「6,600円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 前項第1号の作業のうち前号及び第4号に掲げるもの以外のものであつて、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会が定めるものに限る。）20,000円

(3) 前項第1号の作業のうち前2号及び次号に掲げるもの以外のもの13,300円

附則第8項中「附則第6項第3号、第5号又は第7号」を「附則第6項第5号又は第7号」に改め、附則中第10項を第15項とし、第9項を第14項とし、第8項の次に次の5項を加える。

9 職員等が次に掲げる作業に従事したときは、当分の間、警察職員以外の者にあつては公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当を、警察職員にあつては第14条第1項第14号の特殊勤務手当を支給する。

(1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（附則第5項各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

(2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（附則第5項各号及び前号に掲げるもの並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

10 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円
 - (2) 前項第1号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円
 - (3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円
 - (4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円
- 11 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合又は附則第6項各号の作業のうち1以上の作業に従事し、かつ、前項各号の作業のうち1以上の作業に従事した場合においては、これらの作業に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、これらの作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。
- 12 前項の規定の適用がある場合であつて、附則第5項の規定により公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当又は第14条第1項第14号の特殊勤務手当を支給する場合の附則第8項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは、「附則第6項及び第11項」とする。
- 13 附則第8項の規定は、附則第9項の規定により公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当又は第14条第1項第14号の特殊勤務手当を支給する場合について準用する。この場合において、附則第8項中「前2項」とあるのは「附則第10項及び第11項」と、「附則第6項第5号又は第7号」とあるのは「附則第10項第1号又は第3号」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成24年4月16日からこの条例の施行の前日までの間において、職員等が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であつて、改正後の条例の規定を適用したとしたならば改正後の条例附則第6項第5号の作業に該当することとなるものを行った場合（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとしたならば改正後の条例附則第6項第1号から第3号まで又は第10項第1号の作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）及び改正後の条例の規定を適用したとしたならば改正後の条例附則第6項第6号の作業に該当することとなるものを行った場合（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとしたならば改正後の条例附則第6項第1号から第5号まで若しくは第7号又は第10項第1号から第3号までの作業に該当することとなるものを行った場合及び本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において、改正前の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第6項第5号の作業を行った場合を除く。）についても適用する。
- 3 前項の場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

山形県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第51号

山形県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

（趣旨）

- 第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

（知事の調査等の対象となる法人）

第2条 令第152条第1項第3号の条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、県又は県及び1若しくは2以上の同項第2号に掲げる法人が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

第3条 令第152条第4項第2号の条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第52号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第21項市町村の欄を次のように改める。

各町村

第2条第1項の表第32項市町村の欄を次のように改める。

各町村

附 則

この条例は、公布の日から施行する。